

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領

この要領は、山形県が県内市町村と連携して実施する「新やまがた就職促進奨学金返還支援事業」について、必要な事務処理の手続きを定めるものとする。

(目的)

第1条 将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進することを目的として、奨学金の貸与を受け、一定の要件を満たす者に対して、奨学金の返還支援のための補助金を交付する「新やまがた就職促進奨学金返還支援事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

(事業の内容)

第2条 本要領で定める本事業は、「やまがた若者定着枠」事業及び「Uターン促進枠」事業とする。

(事業の実施)

第3条 本事業は、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項及び新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】募集要項（以下「募集要項」という。）、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消猶予に係る事務取扱要領（以下「認定取消猶予事務取扱要領」という。）及び本要領に基づいて実施するものとする。

(用語の定義)

第4条 本要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集対象者 募集要項に定める要件を全て満たし、本事業に申請することができる者
- (2) 助成候補者 募集対象者のうち、「やまがた若者定着枠」または「Uターン促進枠」の助成候補者として認定された者
- (3) 助成対象者 助成候補者が、大学等を卒業後13か月以内（Uターン促進枠の助成候補者の場合は、募集年度の4月1日から翌年10月31日まで）に山形県内に居住・就業し、かつ県内企業等に通算して3年以上就業した後に、申請により助成対象者として認定された者

(事業の申請)

第5条 やまがた若者定着枠事業を実施する市町村長は、知事が定める日までに、やまがた若者定着枠助成候補者申請書（別記様式第1号）と、募集対象者からの提出書類の写し1部を、知事に提出するものとする。電子申請システムによる受付を行う場合は、募集対象者一覧（csvデータ）及び電子申請システムからダウンロードした提出書類を、知事に提出するものとする。

2 Uターン促進枠事業を実施する市町村長は、知事が定める日までに、Uターン促進枠助成候補者申請書（別記様式第2号）と、募集対象者からの提出書類の写し1部を、知事に提出するものとする。電子申請システムによる受付を行う場合は、募集対象者一覧（csvデータ）及び電子申請システムからダウンロードした提出書類を、知事に提出するものとする。

（事業の認定）

第6条 知事は、前条による申請を受けて、内容を審査のうえ、申請のあった市町村長に対し、助成候補者認定通知書（別記様式第3号）により通知する。認定通知書を受けた市町村長は、応募者に対しその結果を通知するものとする。

（状況報告）

第7条 市町村長は、助成候補者から、募集要項に規定する状況報告書の提出があった場合は、助成候補者状況報告書（別記様式第4号）により、知事に速やかに報告するものとする。

（在学期間の延長）

第8条 市町村長は、助成候補者から、やまがた若者定着枠の募集要項に規定する在学期間延長承認申請書の提出があった場合は、やまがた若者定着枠助成候補者在学期間延長承認申請報告書（別記様式第5号）により、知事に速やかに報告するものとする。

2 知事は、前項による承認申請について、適正と認められる場合は、やまがた若者定着枠在学期間延長承認通知書（別記様式第6号）により市町村長に通知する。承認通知書を受けた市町村長は、申請者に対し、その結果を通知するものとする。

（就業状況等の報告）

第9条 市町村長は、助成候補者から、募集要項に規定する就業状況等報告書の提出があった場合は、助成候補者就業状況等報告書（別記様式第7号）により、知事に速やかに報告するものとする。

（改姓・転居等に係る報告）

第10条 市町村長は、助成候補者から、募集要項に規定する改姓・転居等に係る報告書の提出があった場合は、助成候補者の改姓・転居等に係る報告書（別記様式第8号）により、知事に速やかに報告するものとする。

（求職・離職期間の延長）

第11条 市町村長は、助成候補者から、募集要項に規定する求職・離職期間延長承認申請書の提出があった場合は、助成候補者求職・離職期間延長承認申請報告書（別記様式第9号）により、知事に速やかに報告するものとする。

2 知事は、前項による承認申請について、適正と認められる場合は、求職・離職期間延長承認通知書（別記様式第10号）により市町村長に通知する。承認通知書を受けた市町村長は、申請者に対し、その結果を通知するものとする。

(返還額減額の猶予)

第 12 条 市町村長は、助成候補者から、募集要項に規定する返還支援額減額猶予承認申請書の提出があった場合は、返還支援額減額猶予承認申請報告書（別記様式第 11 号）により、知事に速やかに報告するものとする。

2 知事は、前項による承認申請について、適正と認められる場合は、返還支援額減額猶予承認通知書（別記様式第 12 号）により市町村長に通知する。承認通知書を受けた市町村長は、申請者に対し、その結果を通知するものとする。

(助成候補者の認定辞退による取消)

第 13 条 市町村長は、助成候補者から、募集要項に規定する認定辞退申請書の提出があった場合は、助成候補者認定辞退申請報告書（別記様式第 13 号）により、知事に速やかに報告するものとする。

2 知事は、前項による辞退申請について、募集要項の認定取消要件に該当する場合は、助成候補者認定取消通知書（別記様式第 14 号）により市町村長に通知する。取消通知書を受けた市町村長は、申請者に対し、その結果を通知するものとする。

(辞退申請の無い助成候補者の認定取消)

第 14 条 市町村長は、認定辞退申請書の提出の無い助成候補者に対して、募集要項の規定により助成候補者の認定取消を行う場合は、助成候補者認定取消承認申請書（別記様式第 15 号）に助成候補者認定取消に係る経緯報告書（別記様式第 16 号）を添付して、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項による取消承認申請について、適正と認められる場合は、助成候補者認定取消通知書（別記様式第 14 号）により市町村長に通知する。通知を受けた市町村長は、対象の助成候補者に対し、助成候補者認定取消通知書を通知するものとする。

(助成対象者の認定取消)

第 15 条 前二条の規定は、助成対象者の認定取消について準用する。この場合において、別記様式第 13 号から第 16 号までの様式中「助成候補者」とあるのは、「助成対象者」と読み替えるものとする。

(負担金)

第 16 条 助成候補者の認定通知を受けた市町村長は、知事が別に定める日までに、本事業に必要な負担金を県に納入するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年5月9日から施行される。

附則

この要領は、令和8年4月27日から施行される。

(別記様式第 1 号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

〇〇〇市町村長

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【やまがた若者定着枠】助成候補者申請書

標記の件について、下記により助成候補者を決定したいので、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領第 5 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添付し申請します。

記

1 やまがた若者定着枠助成候補者申請一覧

	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	

2 添付書類

- ・募集対象者ごとの応募書類の写し（1部）
- ・電子申請システムにより受け付けた場合、募集対象者一覧（csv データ）及び電子申請システムからダウンロードした提出書類

(別記様式第2号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

〇〇〇市町村長

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【Uターン促進枠】助成候補者申請書

標記の件について、下記により助成候補者を決定したいので、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領第5条第2項の規定に基づき、関係書類を添付し申請します。

記

1 Uターン促進枠助成候補者申請一覧

優先順位	氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	

※一覧作成にあたり、全ての助成候補者について順位付けを行うこと。
また、同一順位の設定は行わないこと

2 添付書類

- ・募集対象者ごとの応募書類の写し（1部）
- ・電子申請システムにより受け付けた場合、募集対象者一覧（csvデータ）及び電子申請システムからダウンロードした提出書類

(別記様式第5号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

〇〇〇市町村長

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【やまがた若者定着枠】助成候補者在学期間延長承認申請報告書

助成候補者から別添のとおり在学期間延長承認申請書の提出がありましたので、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領第8条第1項の規定に基づき、報告します。

記

○申請者一覧

	氏 名	提出年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(添付書類)

- ・助成候補者からの在学期間延長承認申請書の写し
- ・電子申請システムにより受け付けた場合、助成候補者ごとに電子申請システムからダウンロードした提出書類

(別記様式第6号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

〇〇〇市町村長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【やまがた若者定着枠】在学期間延長承認通知書

令和 年 月 日付け 記号番号 で報告のありました標記の件について、
新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領第8条第2項の規定に基づき
承認しましたので通知します。

記

○承認を受けた助成候補者一覧

	氏 名	提出年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(ひな型③)

記 号 番 号
令和 年 月 日

(申 請 者) 様

〇〇市町村長 〇〇〇

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【やまがた若者定着枠】在学期間延長承認通知書

この度、申請のありました新やまがた就職促進奨学金返還支援事業やまがた若者定着枠在学期間延長について、申請のとおり承認しましたので通知します。

(別記様式第8号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

〇〇〇市町村長

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【 梓】助成候補者の改姓・転居等に係る報告書

助成候補者から別添のとおり改姓・転居等に係る報告書の提出がありましたので、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領第10条の規定に基づき報告します。

記

○改姓・転居等に係る報告書提出者一覧

	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	

(添付書類)

- ・助成候補者からの改姓・転居等に係る報告書の写し
- ・電子申請システムにより受け付けた場合、助成候補者ごとに電子申請システムからダウンロードした提出書類

(別記様式第9号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

〇〇〇市町村長

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業

【 枠】助成候補者求職・離職期間延長承認申請報告書

助成候補者から別添のとおり求職・離職期間延長承認申請書の提出がありましたので、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領第11条第1項の規定に基づき、報告します。

記

○報告書提出者一覧

	氏 名	提出年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(添付書類)

- ・助成候補者からの求職・離職期間延長承認申請書の写し
- ・電子申請システムにより受け付けた場合、助成候補者ごとに電子申請システムからダウンロードした提出書類

(ひな型④)

記 号 番 号
令和 年 月 日

(申 請 者) 様

〇〇市町村長 〇〇〇

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【 枠】求職・離職期間延長承認通知書

この度、申請のありました新やまがた就職促進奨学金返還支援事業求職・離職期間延長について、申請のとおり承認しましたので通知します。

(ひな型⑤)

記 号 番 号
令和 年 月 日

(申 請 者) 様

〇〇市町村長 〇〇〇

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【 枠】返還支援額減額猶予承認通知書

この度、申請のありました新やまがた就職促進奨学金返還支援事業返還支援額減額猶予について、申請のとおり承認しましたので通知します。

(別記様式第 13 号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

〇〇〇市町村長

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【 枠】助成候補者認定辞退申請報告書

助成候補者から別添のとおり辞退申請がありましたので、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領（第 13 条第 1 項、第 15 条）の規定に基づき報告します。

記

○辞退申請者一覧

	氏 名	認定年月日及び通知番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(添付書類)

辞退申請者からの辞退申請書の写し

(別記様式第 15 号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

〇〇〇市町村長

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【 枠】助成候補者認定取消承認申請書

助成候補者認定の取消を行いたいので、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業事務処理要領（第 14 条第 2 項、第 15 条）の規定に基づき、承認くださるよう申請します。

記

○取消を行う助成候補者一覧

	氏 名	認定年月日及び通知番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		

(添付書類)

助成候補者認定取消に係る経緯報告書

(別記様式第 16 号)

助成候補者認定取消に係る経緯報告書

取消を行う 助成候補者	氏 名	
	認定年度 募集枠	年度 枠
取消を行う理由		
経 緯 ※状況確認や書類の督促 等の実施状況について、時 系列に沿って詳細を記入 してください。		

